改定後

第2条(個人信用情報機関への登録・利用) (略)

<提携信用情報機関の名称・電話番号> (略)

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

第3条 (カードの利用枠) (略)

3. 割賦利用枠は、各会員につき、会員および使用者のカードショッピングのうち<u>リボ</u>払いならびに分割払い(3回以上のものをいう。以下同様)、2回払いおよびボーナスー括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。4. カードショッピングのうち会員および使用者の<u>リボ</u>払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナスー括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。

改定前

第2条(個人信用情報機関への登録・利用) (略)

<提携信用情報機関の名称・電話番号> (略)

(建物建替えのため、平成32年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転しております。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。)

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本 信用情報機構および上記提携信用情報機関 は、多重債務の抑止のため提携し、相互に 情報を交流するネットワーク (CRIN) を構 築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

第3条 (カードの利用枠)

(略)

- 3.割賦利用枠は、各会員につき、会員および使用者のカードショッピングのうち<u>リボルビング</u>払いならびに分割払い(3回以上のものをいう。以下同様)、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
- 4. カードショッピングのうち会員および 使用者の<u>リボルビング</u>払いならびに分割払 い、2回払いおよびボーナス一括払いの未 決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠 の範囲内で当社が所定の方法により定める

5. 前項の<u>リボ</u>払いの利用枠を超えて<u>リボ</u>払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額の全額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。

# 第4条(会員利用総枠)

1. 当社は、各会員につき、本特約第3条で 定めるカードの利用枠とは別に会員に貸与 した全てのカードの中で最も割賦利用枠の 高いカード(以下「親カード」という)の割 賦利用枠と同額を会員および使用者に貸与 した全てのカードに係る<u>リボ</u>払いならびに 分割払い、2回払いおよびボーナス一括払 いの利用金額の合計金額の上限(以下「会 員利用総枠」という)と定めるものとしま す。

(略)

# 第5条(支払金等の充当順序)

会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、<u>リボ</u>払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

## 第7条(手数料率、利率の変更)

リボ払いの手数料率、分割払いの手数料率、 キャッシングリボの利率、海外キャッシュ サービスの利率および遅延損害金の利率 は、金融情勢の変化その他相当の事由があ る場合には、一般に行われる程度のものに 変更できるものとします。この場合、本規

ものとします。

5. 前項の<u>リボルビング</u>払いの利用枠を超えて<u>リボルビング</u>払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額の全額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。

# 第4条(会員利用総枠)

1. 当社は、各会員につき、本特約第3条で 定めるカードの利用枠とは別に会員に貸与 した全てのカードの中で最も割賦利用枠の 高いカード(以下「親カード」という)の割 賦利用枠と同額を会員および使用者に貸与 した全てのカードに係る<u>リボルビング</u>払い ならびに分割払い、2回払いおよびボーナ ス一括払いの利用金額の合計金額の上限 (以下「会員利用総枠」という)と定めるも のとします。

(略)

# 第5条(支払金等の充当順序)

会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、<u>リボルビング</u>払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

## 第7条(手数料率、利率の変更)

リボルビング払いの手数料率、分割払いの 手数料率、キャッシングリボの利率、海外 キャッシュサービスの利率および遅延損害 金の利率は、金融情勢の変化その他相当の 事由がある場合には、一般に行われる程度 のものに変更できるものとします。この場 約第22条の規定にかかわらず、当社から 手数料率、利率の変更を通知した後は、<u>リ</u> <u>ボ</u>払いおよびキャッシングリボについては 変更後の未決済残高または融資残高に対 し、分割払いおよび海外キャッシュサービ スについては変更後の利用分から、変更後 の手数料率・利率が適用されるものとしま す。

# 第8条(期限の利益の喪失) (略)

- 1. ④<u>リボ</u>払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- 2. 会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および本規約第12条4項の規定(ただし、第12条第4項第8号または第9号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、<u>リ</u>ボ払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いによるカードショッピング利用に係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

# 第9条(カード利用代金の支払区分)

1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、<u>リボ</u>払いおよび分割払いとし、カード利用の際に会員および使用者が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた会員および使用者が、当社が認めた加盟店で指定できるものとします。

#### 第11条(リボ払い)

合、本規約第22条の規定にかかわらず、 当社から手数料率、利率の変更を通知した 後は、<u>リボルビング</u>払いおよびキャッシン グリボについては変更後の未決済残高また は融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用 分から、変更後の手数料率・利率が適用さ れるものとします。

# 第8条 (期限の利益の喪失)

(略)

- 1. ④<u>リボルビング</u>払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- 2. 会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および本規約第12条4項の規定(ただし、第12条第4項第8号または第9号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いによるカードショッピング利用に係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

# 第9条(カード利用代金の支払区分)

1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、<u>リボルビング</u>払いおよび分割払いとし、カード利用の際に会員および使用者が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた会員および使用者が、当社が認めた加盟店で指定できるものとします。

#### 第11条(リボルビング払い)

- 1. <u>リボ</u>払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
- ① お店でリボ:カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、 リボ払いを指定する方法。
- ② いつでもリボ:事前に会員が申出て当社 が適当と認めた場合において、毎月の締切 日(支払期日が10日、6日または8日の 場合には前月15日、26日の場合には前 月末日、以下同じ) 時点におけるカードシ ョッピング代金が、本条に基づき会員が指 定した支払いコースの毎月支払額(元金定 額コースを指定したときは、支払いコース を指定した際に指定した金額)の範囲内の 場合は当該利用代金の支払区分を1回払 い、当該月の毎月支払額を超えた場合は当 該利用代金の支払区分をリボ払いにする方 法。ただし、会員および使用者がカード利 用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分 割払いを指定した場合は、当該利用代金の 支払区分はカード利用の際に指定した支払 区分となります。また、当社が指定する加 盟店で利用した場合には、1回払いとなる ことがあります。
- ③ 海外リボ:海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング利用代金について、事前に会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき会員が指定した支払いコースの毎月支払額(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該月の毎月支払額を超えた場合は当該利用代金の支払区分を

- 1. <u>リボルビング</u>払いは、次のいずれかの 方法で指定するものとします。
- ① お店でリボ:カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、 リボルビング払いを指定する方法。
- ② いつでもリボ:事前に会員が申出て当社 が適当と認めた場合において、毎月の締切 日(支払期日が10日、6日または8日の 場合には前月15日、26日の場合には前 月末日、以下同じ) 時点におけるカードシ ョッピング代金が、本条に基づき会員が指 定した支払いコースの弁済金(元金定額コ ースを指定したときは、支払いコースを指 定した際に指定した金額) の範囲内の場合 は当該利用代金の支払区分を1回払い、当 該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当 該利用代金の支払区分をリボルビング払い にする方法。ただし、会員および使用者が カード利用の際に2回払い、ボーナス一括 払い、分割払いを指定した場合は、当該利 用代金の支払区分はカード利用の際に指定 した支払区分となります。また、当社が指 定する加盟店で利用した場合には、1回払 いとなることがあります。
- ③ 海外リボ:海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング利用代金について、事前に会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分を

リボ払いにする方法。

④ あとからリボ: カード利用の際に1回 払い・2回払い(1回目の支払期日の締切 日前)・ボーナス一括払いを指定したカード ショッピング利用代金の支払区分につい て、当社が適当と認めた会員および使用者 が、当社が定める日までに支払区分変更の 申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、 当該利用代金(2回払いは利用額の全額) の支払区分をリボ払いに変更する方法。そ の場合、手数料計算および支払金の額等に ついては、1回払い・2回払いからの変更 の場合は、カード利用の際にリボ払いの指 定があったものとして取扱うものとし、ボ ーナス一括払いからの変更の場合は、ボー ナス一括払いの各支払期日の締切日にリボ 払いの指定があったものとします。なお、 ボーナス一括払いからの変更申出があった 後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切 日までに会員資格の取消しがあった場合 は、支払区分変更の申出はなかったものと します。

2. 会員は、会員および使用者が<u>リボ</u>払いを指定した場合において毎月支払額の支払いコースとして元金定額コースを指定した際に指定した金額(5千円、または、1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が毎月支払額に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に、毎月の締分を1項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算し

リボルビング払いにする方法。

④ あとからリボ: カード利用の際に1回 払い・2回払い(1回目の支払期日の締切 日前)・ボーナス一括払いを指定したカード ショッピング利用代金の支払区分につい て、当社が適当と認めた会員および使用者 が、当社が定める日までに支払区分変更の 申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、 当該利用代金(2回払いは利用額の全額) の支払区分をリボルビング払いに変更する 方法。その場合、手数料計算および支払金 の額等については、1回払い・2回払いか らの変更の場合は、カード利用の際にリボ ルビング払いの指定があったものとして取 扱うものとし、ボーナス一括払いからの変 更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期 日の締切日にリボルビング払いの指定があ ったものとします。なお、ボーナス一括払 いからの変更申出があった後で、ボーナス 一括払いの支払期日の締切日までに会員資 格の取消しがあった場合は、支払区分変更 の申出はなかったものとします。

2. 会員は、会員および使用者が<u>リボルビング</u>払いを指定した場合において<u>弁済金</u>(毎月支払額)の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額(5千円、または、1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が<u>弁済金</u>に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点の<u>リボルビング</u>払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払

た額を支払う方法とすることができます。 なお、当社が定める日までに当社所定の方 法で会員が希望し当社が適当と認めた場合 は、毎月支払額を増額または減額できるも のとします。

3. 会員は、会員および使用者が<u>リボ</u>払いを指定した場合において前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点における<u>リボ</u>払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として会員が予め指定したコースにより下表に定める毎月支払額(ただし、締切日の残高と手数料の合計額が毎月支払額に満たないときはその合計額)を翌月の支払期日に支払うものとします。また、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時	翌月の <u>毎月支払額</u>								
点での残高	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース					
10 万円以下	5 千円	1万円	2万円	2万円(ゴールド					
10 万円を超えて 20 万円まで	1万円	2万円	4.万円	カート・会員の場合は3万円)以					
以後残高 10 万円 増加毎に	5 千円増加	1万円増加	2万円増加	上1万円単位					

- 4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々の<u>リボ</u>払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
- 5. 会員および使用者は、別途定める方法により、リボ払いに係る債務の全部または

月にボーナス<u>増額弁済金</u>を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で会員が希望し当社が適当と認めた場合は、<u>弁済金(</u>毎月支払額<u>)</u>を増額または減額できるものとします。

3. 会員は、会員および使用者が<u>リボルビング</u>払いを指定した場合において前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点における<u>リボルビング</u>払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として会員が予め指定したコースにより下表に定める<u>弁済金(</u>毎月支払額。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が<u>弁済金</u>に満たないときはその合計額)を翌月の支払期日に支払うものとします。また、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス<u>増額弁済金</u>を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時	翌月の弁済金							
点での残高	の残高 長期コース 標準コース 短期コース							
10 万円以下	5 千円	1万円	2万円	2万円(ゴールド				
10 万円を超えて 20 万円まで	1万円	2 万円	4万円	カート・会員の場合は3万円)以				
以後残高 10 万円 増加毎に	5 千円増加	1万円増加	2 万円増加	上1万円単位				

- 4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々の<u>リボルビング</u>払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
- 5. 会員および使用者は、別途定める方法

一部を繰上げて返済することができます。 現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法> に定めるとおりとします。

# <u></u> 第12条(分割払い)

(略)

- 2. 分割払いの支払回数、実質年率、<u>分割払い</u>手数料は別表の通りとします。ただし、 24 回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。また、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と 異なることがあります。
- 3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払い手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし、翌月の支払期日から支払うものとします。

(略)

- 5. 会員および使用者は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときには、会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払い手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。
- 6. 本規約第27条第2項に定めるカード 利用後の取消しの場合、取消し日から起算 して最初に到来する締切日までの期間は、

により、<u>リボルビング</u>払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

## 第12条(分割払い)

(略)

- 2.分割払いの支払回数、実質年率、<u>分割払</u> 手数料は別表の通りとします。ただし、**24** 回を超える支払回数は当社が適当と認めた 場合のみ指定できます。また、ボーナス併 用分割払いの場合、実質年率が別表と異な ることがあります。
- 3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし、翌月の支払期日から支払うものとします。

(略)

- 5. 会員および使用者は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときには、会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。
- 6. 本規約第27条第2項に定めるカード 利用後の取消しの場合、取消し日から起算 して最初に到来する締切日までの期間は、

取消しに拘わらず本条第2項に定める<u>分割</u> <u>払い</u>手数料が発生し、会員および使用者は これを支払うものとします。

# 第14条(支払停止の抗弁)

1.会員および使用者は、<u>リボ</u>払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないか、その適用が除外される取引・商品・権利・役務についてはこの限りではありません。

(略)

5. ②<u>リボ</u>払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき

<割賦販売における用語の読み替え> (略) 取消しに拘わらず本条第2項に定める<u>分割</u> <u>払</u>手数料が発生し、会員および使用者はこれを支払うものとします。

# 第14条(支払停止の抗弁)

1. 会員および使用者は、<u>リボルビング</u>払い、分割払い、2回払いまたはボーナスー括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないか、その適用が除外される取引・商品・権利・役務についてはこの限りではありません。

#### (略)

5. ②<u>リボルビング</u>払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき

<割賦販売における用語の読み替え> (略)

割賦販売における用語	読み替え後の用語
現金販売価格	· 利用代金
現金提供価格	
現金価格	
利用金額	
利用額	
支払回数	<ul><li>支払区分</li></ul>
分割回数	※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
支払総額	· 分割支払金合計
分割払価格	<ul><li>お支払い総額</li></ul>
分割価格	<ul><li>カードショッピングの支払い総額</li></ul>
包括信用購入あっせんの手数料	<ul><li>手数料</li></ul>
分割払手数料	<ul> <li>手数料額</li> </ul>
分割手数料	
リボ手数料	
実質年率	・リボ払い手数料率
	<ul><li>分割払い手数料率</li></ul>
	• 手数料率
支払分	・お支払い予定額
分割支払額	
分割支払金	<ul><li>カードショッピングの支払い金</li></ul>
分割払金	
弁済金	・リボ払いお支払額
各回の支払金額	・毎月支払額
	<u>・お支払額</u>
	・今回お支払額
	・臨時元金返済額
	・約定お支払額
	<ul><li>ボーナス月増額</li></ul>

割賦販売における用語	読み替え後の用語
• 現金販売価格	• 利用代金
<ul> <li>現金提供価格</li> </ul>	
• 現金価格	
<ul> <li>利用金額</li> </ul>	
<ul><li>利用額</li></ul>	
• 支払回数	・支払区分
• 分割回数	※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額	<ul><li>分割支払金合計</li></ul>
<ul><li>分割払価格</li></ul>	・お支払い総額
・分割価格	・カードショッピングの支払い総額
<ul><li>包括信用購入あっせんの手数料</li></ul>	・手数料
<ul><li>分割払手数料</li></ul>	・手数料額
<ul> <li>分割手数料</li> </ul>	
<ul><li>リボ手数料</li></ul>	
・実質年率	<ul><li>リボルビング払いの手数料率</li></ul>
	<ul><li>・分割払いの手数料率</li></ul>
	・手数料率
・支払分	・お支払い予定額
<ul><li>分割支払額</li></ul>	
• 分割支払金	・カードショッピングの支払い金
• 分割払金	
• 弁済金	・リボ払いお支払額
<ul><li>各回の支払金額</li></ul>	・毎月支払額
	・今回お支払額
	・臨時元金返済額
	・約定お支払額
	・ボーナス月増額

# <リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手│<リボルビング払い、分割払いの返済方法・ 数料率等>

- ・リボ払い 実質年率15.0%
- ・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (カ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13. 25	13. 75	14. 25	14. 50	14.75	14. 75	14. 75	14.75	14, 75	14, 50
利用金額 100 円当 りの <u>分割</u> 払い手数 料 の (円)	2. 01	3. 35	4. 02	6.70	8. 04	10.05	12. 06	13.40	16.08	20.10	24.12

- 回数、手数料率等>
- ・<u>リボルビング払い</u> 実質年率15.0%
- ・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (カ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13. 25	13. 75	14. 25	14. 50	14.75	14. 75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額 100 円当 りの <u>分割</u> 払手数料 の額(円)	2. 01	3.35	4. 02	6.70	8. 04	10.05	12. 06	13.40	16.08	20.10	24.12

# <<u>リボ</u>払いのお支払い例>

(略)

◆初回(9月26日)お支払い(ご利用残高 50,000 円)

(略)

- ③毎月支払額(元金定額コース・標準コー スとも) … 10,000 円 (①)
- (略)
- ◆第2回(10月 26日) お支払い(ご利用 | ◆第2回(10月 26日) お支払い(ご利用

<<u>リボルビング</u>払いのお支払い例> (略)

◆初回(9月26日)お支払い(ご利用残高 50,000 円)

(略)

③弁済金 (元金定額コース・標準コースと 专) … 10,000 円 (①)

(略)

残高 40,000 円)

(略)

③毎月支払額

(略)

<分割払いのお支払い例>

(略

①<u>分割払い</u>手数料…50,000 円× (6.70 円÷ 100 円) = 3,350 円

## <繰上返済の可否および方法>

	1回払い	<u>リボ</u> 払い	分割払い	キャッシ ングリボ	海外 キャッシ ュサービ ス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	0	×	0	○ (全額返 済 のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申 出ることにより、支払 期日に口座振替によ り返済する方法	_	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申 出のうえ、振込等により当社指定口座へ入 金する方法 (振込手数料は負担 いただきます)	0	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	0
当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携するコンピニエンスストアで返済する方法	×	0	×	×	×

※1:全額繰上返済: <u>リボ</u>払い、キャッシン グリボ、海外キャッシュサービスの場合、 日割計算にて返済日までの手数料または利 息を併せて支払うものとします。分割払い の場合、期限未到来の分割払<u>分割払い</u>手数 料のうち当社所定の割合による金額の払戻 しを当社に請求できます。

(略)

※3:<u>リボ</u>払いをATMから入金またはコンビニエンスストアで繰上返済する場合は、カード利用後、当社が定める日まで返済できません。

残高 40,000 円)

(略)

③弁済金

(略)

<分割払いのお支払い例>

(略)

①<u>分割払</u>手数料…50,000 円× (6.70 円÷ 100 円) = 3,350 円

## <繰上返済の可否および方法>

	1回払い	<u>リボルビ</u> <u>ング</u> 払い	分割払い	キャッシ ングリボ	海外 キャッシ ュサービ ス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	0	×	0	○ (全額返 済 のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申 出ることにより、支払 期日に口座振替によ り返済する方法	-	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申 出のうえ、振込等により当社指定口座へ入 全する方法 (振込手数料は負担 いただきます)	0	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	0
当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	0	×	×	х

※1:全額繰上返済: <u>リボルビング</u>払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。 分割払いの場合、期限未到来の<u>分割払</u>手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

(略)

※3: リボルビング払いをATMから入金 またはコンビニエンスストアで繰上返済す る場合は、カード利用後、当社が定める日 まで返済できません。